

令和6年度「登山計画作成のためのガイドライン」の改訂 新旧対照表

資料4-2

	改訂項目	改訂後	現行
1	【第1章】 4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山 (3) 冬季における登山	(3) 冬季における登山 冬山登山及び雪上活動訓練については上記のとおりであるが、標高が低く、積雪期の状態にない山における登山はこれまでどおり冬の間であっても実施を認めることとする。 なお、冬季であっても積雪期の状態になく登山の実施を認める山及びルートについては、<u>第7章 資料 別紙「積雪期の状態になく登山を認めるルートについて」</u>で示した山及びルートについて、<u>登山計画審査会の審査を経て山行を認める。</u> ただし、これらの冬季において登山を認める山及びルートであっても、降雪があった場合は登山を中止すること。	(3) 冬季における登山 冬山登山及び雪上活動訓練については上記のとおりであるが、標高が低く、積雪期の状態にない山における登山はこれまでどおり冬の間であっても実施を認めることとする。 なお、冬季であっても積雪期の状態になく登山の実施を認める山及びルートについては、<u>別途、教育委員会が登山計画審査会と協議の上、指定する</u> _____。 ただし、これらの冬季において登山を認める山及びルートであっても、降雪があった場合は登山を中止すること。
2	【第2章】 1 引率者の意義と役目	1 引率者の意義と役目 登山の目的を達成することはもとより、自然の中で行うスポーツであるが故のあらゆるリスクから参加生徒等の身体・生命の安全を守る必要があることから、部活動登山や学校行事における集団登山は、学校及び<u>引率者</u>の責任において行われる必要がある。 また、全ての登山の計画立案、実施、反省等の各段階において、引率者は参加生徒等に対し指導を行うものとするほか、年間計画を立て、校長の了解や保護者の理解を得ながら、学校教育の一環として登山を実施し、参加生徒等の力量を計画的、段階的、組織的に高めていくものとする。	1 引率者の意義と役目 登山の目的を達成することはもとより、自然の中で行うスポーツであるが故のあらゆるリスクから参加生徒等の身体・生命の安全を守る必要があることから、部活動登山や学校行事における集団登山は、学校及び<u>教員</u>の責任において行われる必要がある。 また、全ての登山の計画立案、実施、反省等の各段階において、引率者は参加生徒等に対し指導を行うものとするほか、年間計画を立て、校長の了解や保護者の理解を得ながら、学校教育の一環として登山を実施し、参加生徒等の力量を計画的、段階的、組織的に高めていくものとする。

	改訂項目	改訂後	現行
2	【第2章】 2 引率者の要件	2 引率者の要件 登山の実施については、部活動であれ、学校行事であれ、学校の管理下において実施するものであることから、当該学校の<u>教員又は部活動指導員</u>が引率者となり、出発から帰校するまで責任を負うものである。 また、登山は、急激な天候の変化に代表されるような、日常生活とは異なる環境下で、適確に対応していくことが求められる_____。 _____。そのため、本県高校生等の登山活動中の安全を確保するため、<u>全ての山行において、登山特有の知識や経験を有している登山アドバイザー（部活動指導員）の帯同</u>_____ _____を必須とする。 <u>なお、引率者となる教員は、県が指定した研修等に参加するなど、登山の知識や技術を習得するための研鑽を積むこと</u>_____。	2 引率者の要件 登山の実施については、部活動であれ、学校行事であれ、学校の管理下において実施するものであることから、当該学校の<u>教員</u>_____が引率者となり、出発から帰校するまで責任を負うものである。 また、登山は、急激な天候の変化に代表されるような、日常生活とは異なる環境下で、適確に対応していくことが求められる<u>ため、引率者は登山特有の知識や経験を有している必要がある</u>。そのため、本県高校生等の登山活動中の安全を確保するため、<u>引率者には、少なくとも一人は、登山指導の経験が満5年以上あり、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会認定の指導員資格を有するか、または、国立登山研修所等で実施される県が指定した研修等に参加した者を置くことを必須とする</u>。 <u>上記に該当する者がいない場合は、要件を満たす引率者が引率する他校の登山と合同により実施するか、下記4の登山アドバイザーを帯同させることで、要件を満たす者を引率者として置いたものとみなす</u>。
	【第3章】 3 登山の組織体制	3 登山の組織体制 登山においては、参加する者を取りまとめ、適確な状況判断と指示を行うリーダーの存在が必要であり、学校教育活動における登山の真のリーダーは引率者となる<u>教員又は部活動指導員</u>（引率責任者）である。 また、引率責任者を含む引率者は、山行中は予め明確に定めた役割分担を踏まえ協力し合いながら業務に当たるとともに、日頃の指導等を通じて生徒等とのコミュニケーションを図ることにより、山行中、参加生徒等に対する確に指示が伝わる信頼関係を構築しておく必要がある。	3 登山の組織体制 登山においては、参加する者を取りまとめ、適確な状況判断と指示を行うリーダーの存在が必要であり、学校教育活動における登山の真のリーダーは引率者となる<u>教員</u>_____（引率責任者）である。 また、引率責任者を含む引率者は、山行中は予め明確に定めた役割分担を踏まえ協力し合いながら業務に当たるとともに、日頃の指導等を通じて生徒等とのコミュニケーションを図ることにより、山行中、参加生徒等に対する確に指示が伝わる信頼関係を構築しておく必要がある。

	改訂項目	改訂後	現行
3	【第3章】 4 山行地の選定	4 山行地の選定 また、第1章4において、冬山登山や雪上活動訓練を禁止しているところだが、<u>第7章 資料 別紙「夏山における残雪及び雪溪を含むルートについて」</u>に定める _____ルートの山行を認める。 なお、残雪または雪溪の状態は年によって異なることから、山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決する。	4 山行地の選定 また、第1章4において、冬山登山や雪上活動訓練を禁止しているところだが、<u>夏山における残雪及び雪溪については、傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には、当該残雪及び雪溪を含むルートの山行を認める。</u> なお、残雪または雪溪の状態は年によって異なることから、山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決する。

※ 【第7章】資料 については、ガイドライン改定の経緯として以下の文言を追記するほか、登山計画審査会委員名簿の更新等を行う（各種通知等については随時最新のものに置き換える）。

【令和5年度】

山岳関係団体や全国及び栃木県高等学校体育連盟登山専門部等で構成する登山計画審査会において「登山計画作成のためのガイドライン（第三次改訂版）（令和2（2020）年3月31日 施行）」の策定のための検討等を行った。

【令和6年度】

ガイドライン上、表現が曖昧であった「夏山における残雪及び雪渓を含むルートについて」及び「積雪期の状態になく登山を認めるルートについて」を新たに記載すること令和５年度より運用している登山部における部活動指導員の取扱について追記するため、第５回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会（令和６年11月22日開催）において「登山計画作成のためのガイドライン（第三次改訂版）（令和７（2025）年３月31日 施行）」の策定のための検討等を行った。